

地球温暖化対策実行計画

平成26年4月1日

独立行政法人奄美群島振興開発基金

1 計画策定の背景

私たち人類が、科学技術の発展を背景に豊かで便利な生活を求め、大量生産・大量消費等の経済活動を行ってきたことにより、地球温暖化による海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行など地球規模の環境問題が顕在化し、大きな社会問題となっている。

地球温暖化防止に関する国際的な経緯としては、1992年5月に「国連気候変動枠組条約」が採択され、1994年3月に発効された。

また、これを受けて1997年12月には同条約に規定する「第3回締約国会議地球温暖化防止京都会議（COP3）」が開催され「京都議定書」が採択された。

独立行政法人については、京都議定書目標達成計画において、「国、地方公共団体は、独立行政法人等の公的機関に対し、その特性に応じた有効な地球温暖化対策に関する情報提供を行い、率先した取組を促すとともに、国は、可能な限りその取組状況について定期的に把握することとする。」とされている。

このことから、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）においても地球温暖化防止活動を推進するため本実行計画を策定するものである。

2 計画の期間

この計画の期間は平成26年度から平成32年度までの7年間とする。

3 計画の対象

この計画が対象とする範囲は、基金が実施する事務・事業とする。

4 温室効果ガス排出量の算定方法

各温室効果ガス排出量の算定は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条」に規定された算定方法に基づき、燃料・電気の使用量や公用車の走行距離から算定する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・各温室効果ガスの排出量＝排出原因活動の活動量（燃料・電気の使用量等）×排出係数（単位使用量あたり発生する温室効果ガス排出量）・二酸化炭素換算排出量＝各温室効果ガスの排出量×地球温暖化係数 |
|---|

※地球温暖化係数（「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条」に規定）

二酸化炭素（CO₂）：1、メタン（CH₄）：21、一酸化二窒素（N₂O）：310

算定に使用する単位使用量あたりの各温室効果ガス排出係数は、下記のとおりである。

	単位	対象 ガス	排出係数	対象 ガス	排出係数
燃料使用量					
都市ガス	m ³	CO ₂	2.080		
電気使用量（一般電気事業者）	kWh	CO ₂	0.555		
自動車の走行距離					
ガソリン					
普通・小型自動車	km	CH ₄	0.000010	N ₂ O	0.000029
軽自動車	km	CH ₄	0.000010	N ₂ O	0.000022

5 項目別活動量・温室効果ガス排出量

平成17年度（基準年度）

	単位	活動量	温室効果ガス排出量（kg）			
			CO ₂	CH ₄	N ₂ O	計
燃料使用量						
都市ガス	m ³	48	99.840			99.840
電気使用量 （一般電気事業者）	kWh	45,441	25,219.755			25,219.755
自動車の走行距離						
ガソリン						
普通・小型自動車	km	34,457		0.345	0.999	1.344
軽自動車	km					
計			25,319.595	0.345	0.999	25,320.939

6 温室効果ガスの種類別排出量（CO₂換算）

平成17年度（基準年度）

種 類	温室効果ガス排 出量（kg）	地球温暖化 係数	CO ₂ 換算排出量 （kg）
二酸化炭素（CO ₂ ）	25,319.595	1	25,319.595
メタン（CH ₄ ）	0.345	21	7.245
一酸化二窒素（N ₂ O）	0.999	310	309.690
計	25,320.939		25,636.530

7 温室効果ガスの削減目標

平成32年度（2020年度）において、基準年度（平成17年度）比で3.8%削減

（単位：kg-CO₂）

種 類	基準年度排出量 （平成17年度）	削減目標 （%）	目標年度排出量 （平成32年度）
二酸化炭素(CO ₂)	25,319.595	3.8%	24,357.450
メタン(CH ₄)	7.245	3.8%	6.969
一酸化二窒素(N ₂ O)	309.690	3.8%	297.921
計	25,636.530	3.8%	24,662.341

8 具体的な取組

(1) 物品購入に当たっての配慮

行動項目	具体的な活動
低燃費車や低公害車の導入	公用車は、車両価格等を勘案しながら、低燃費車や低公害車の導入に努めるほか、車両の用途に応じ、排気量の小さな車への更新等を進める。
再生紙の使用推進	用紙類は、古紙配合率が高く、適度な白色度の再生紙を使用する。（コピー用紙は、古紙配合率100%、白色度70%程度以下）
	トイレットペーパーは古紙配合率100%の製品を使用する。
環境ラベリング製品の購入	購入にあたっては、原則として「エコマーク」や「グリーンマーク」のついた製品を購入し、その他必要な物品についても、「環境物品等の調達に関する基本方針」に基づいた製品を購入する。

(2) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

行動項目	具体的な活動
廃棄物の減量化・リサイクルの推進	用紙類の使用量の一層の削減に努る。
	過剰包装された製品の購入を極力避る。
	使用済み用紙はメモ用紙とするなど再利用を促進する。

(3) 省資源・省エネルギーの推進

行動項目	具体的な活動
電気使用量の削減	(冷房温度の管理)
	冷房は概ね28℃となるように調整する。
	勤務時間以外の冷房を自粛する。
	(消灯の励行)
	昼食時間等の消灯を徹底する。
	時間外勤務等での不要な照明の消灯に努める。
	会議室、廊下、トイレ等使用时以外の不要な消灯に努める。
	(電気製品の管理) パソコンやコピー機などの事務機器は、昼休みや長時間使用しないときは電源を切る。
用紙使用量の削減	(資料等の簡素化)
	会議資料等はより一層の簡素化を図り、必要最小限の作成部数とする。
	印刷部数・報告書等の簡素化や配布先・作成部数の縮減を図る。
	(用紙類の使用量削減)
	会議の資料は更紙で両面印刷とし、作りすぎないように気をつける。
	少量の資料でも、両面コピーで裏面利用を配慮する。
	ミスコピーの防止に努める。
	縮小可能なものの縮小コピーの徹底に努める。
	A4版化を徹底する。
	資料の共有化等による手持ち資料の減量化に努める。
燃料使用量の削減	近いところは、歩行か、自転車の利用を促進する。
	経済速度による走行（一般道路40km/h）に努める。
	タイヤの空気圧をはじめとする定期的な車両整備を励行し、車両の適正な維持管理を行う。

(4) 環境汚染の防止、緑化等の推進

アイドリング・ストップの推進	公用車やマイカーの使用時には、待機時のエンジン停止を励行するとともに、空ふかし、急発進、急加速や不必要なアイドリング等をしないように努める。
----------------	--

9 計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の策定・評価・点検は、総務企画課において実施するものとする。管理統括は総務企画課長が行う。

毎年度、本計画の実施状況について、自主的に点検を行い、必要に応じ、本計画の見直しを行う。